ASUKA

(公社)奈良県トラック協会〈適正化事業情報誌〉 あすか

https://narata.or.jp/ 令和7年9月発行



CONTENTS

	貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律	
	貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律の概要	P1
	標準的運賃(令和6年3月告示)地図からの運賃計算システムをHPに掲載しました	P2
	2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!	P3~7
	取適法の概要/委託事業者の禁止行為/優越規制の概要	
	荷主と物流事業者とが連携した物流の効率化のために	Р8
	事業者が行う退避や立入禁止等の措置について	Р9
	各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数に係る違反について強化されました!	P10
•	積込先、配送先で困りごとありませんか。荷主等の違反原因行為の情報を下さい!	P11

公益社団法人 奈良県トラック協会 奈良県貨物自動車運送適正化事業実施機関



- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社 会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラッ <u>クドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上</u>等を目的として、貨物自動車運送事業法を 改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

担保

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの 更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、 他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大 臣が定める「適正原価」を継続して下回らないこ とを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に 該当するものとして是正指導を実施
- (※)標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は 元請として運送を引き受ける場合、**再委託の回数** を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック (いわゆる「**白トラ**」) **の利用を禁止(罰則付)** 荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための 体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適 切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わ せる等必要な体制を整備

(2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう (1)①について更新手数料等によるほか、(1)②につ いて広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

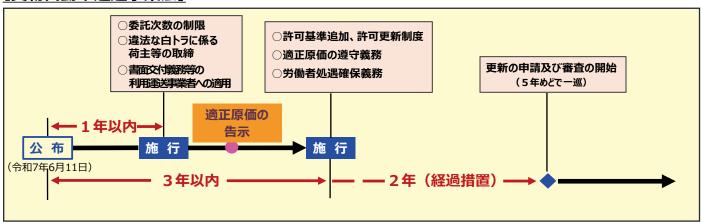
政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置 等を**本法律の施行後3年以内を目途**として講じる

3. 物流政策推進会議

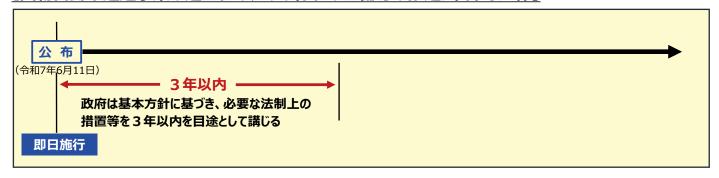
政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的 な推進を図るため、**物流政策推進会議を設置** 推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者 会議を設置

トラック適正化二法の施行時期

【貨物自動車運送事業法】



【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



標準的運賃(令和6年3月告示) 地図からの運賃計算システムをHPに<u>掲載しました</u>

【掲載場所等】





2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、 規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、 法律名も変更されます(新通称:「取適法(とりてきほう)」)

改正事項

 法律の題名・用語の変更
 製造委託等に係る中小事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

 下請代金
 製造委託等代金

 親事業者
 委託事業者

 中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準(300人、100人)が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

● 「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決 定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段(電子記録債権等)についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

● 事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

- 製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます
- 書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの 電磁的方法による方法とすることが可能になります





取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

取引の内容



資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)

資本金3億円超 委託事業者 資本金1千万円超3億円以下 従業員300人超



資本金3億円以下 中小受託事業者 資本金1千万円以下 従業員300人以下

「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)

資本金5千万円超 委託事業者 資本金1千万円超5千万円以下 従業員100人超



資本金5千万円以下 中小受託事業 資本金1千万円以下 従業員100人以下

義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、 発注内容(給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法)等を書面又は電 子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を 受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、 遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息(年率 14.6%)を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、 発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと(支払手段として手形払等を用いること)
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、 発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著 しく低い代金を不当に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に 違反行為を知らせたことを理由に、中小受託 事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小委託事業者が物品の製造等を行っている場合に、 代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
9 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不当に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、 公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください







取適法ガイドブック

委託事業者の禁止行為

買いたたき(第5条第1項第5号)

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著 しく低い製造委託等代金を不当に定めることです。通常 支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。製 造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定 めることが必要です。



違反行為想定事例

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すこ となく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の対価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定 めた。

荷主



運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る製造委託 等代金の額を定めた。

不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭 や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させること です。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協 賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。



違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を 大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管 させていた。

荷主



運送会社

貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み 下ろし作業をさせていた。

委託事業者の禁止行為

不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発 注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加 作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たっ て負担する費用を委託事業者が負担しないことです。



違反行為想定事例

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積込み準 備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間につ いて必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上 げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

改正により 追加!

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求め があったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な 説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代 金を決定することです。



違反行為想定事例

運送会社



運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き 延ばすなどにより、協議に応じなかった。

機械メーカー



部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的 な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

優越規制の概要

優越的地位の濫用

優越的地位の濫用規制(独占禁止法)は、取引上優越した地位にある事業者**1が、取引の相手方に対し、協賛 金負担や従業員派遣などをさせることにより、正常な商習慣※2に照らして不当に不利益を与えることを禁止して います。

優越的地位の濫用は3つの要素から判断されます。

優越的地位の濫用

優越的地位

正常な商慣習に 照らして不当に

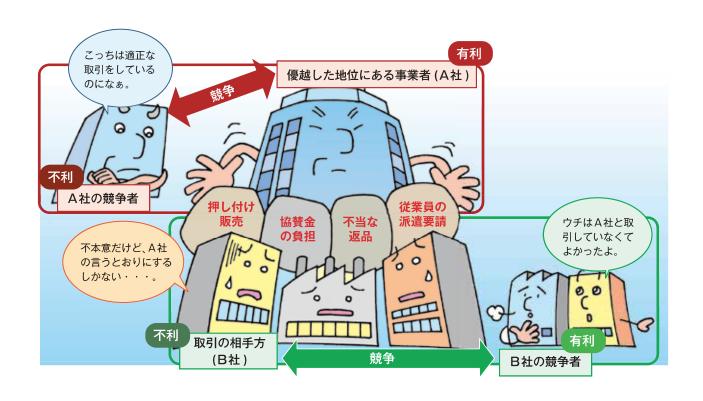
濫用行為

- ※1 地位が優越しているかどうかは、①取引の相手方の行為者に対する取引依存度、②行為者の市場における地位、③取引の相手方にとって の取引先変更の可能性、④その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮して判断します。
- ※2 現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。

優越的地位の濫用の規制趣旨

- 取引の相手方の自由かつ自主的な判断による取
- 取引の相手方はその競争者との関係において競 争上不利となる一方で、行為者はその競争者との 関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ



荷主と物流事業者とが連携した物流の効率化のために

ドライバー不足の中、時間外労働規制が適用され、輸送コスト上昇や物流の停滞のおそれがある「物流の 2024 問題」解決のために、物流効率化法が改正されました。また、産業の国際競争力の強化や消費者ニー ズの高度化・多様化への対応、小ロット多頻度配送によって生じる環境負荷の増大といった課題への取り組 みも焦点となっています。

即日配送や再配達だけではなく、荷役作業や待ち時間など、物流事業者の負担に頼ってきたところが大き かった物流産業ですが、荷主、物流事業者が互いに協力し合い、これまで以上に効率化を実現することによっ て、物流事業者への負担を軽減し、大切な社会インフラである物流を支えていくことへとつながります。

> 荷主、物流事業者、消費者がそれぞれに意識を変えて行動をしていくこと。 小さなことでも続けていき、つながっていくことで、物流はもっと効率化できる。 それぞれの立場から、変えてほしい意識や行動を、 わかりやすくアイコンにまとめました。



物流統括管理者を 設置しよう



運送契約を 書面化しよう



物流コストを 可視化しよう



荷役作業を 効率化しよう



テールゲートリフターを 導入しよう



標準仕様パレットを 使おう



配車・運行計画の 最適化を心がけよう



無理な運送は やめよう



中継輸送拠点を 活用しよう



モーダルシフトを 推進しよう



荷待ち・荷役などの時間を 適切に把握しよう



積載率の 向上に努めよう



実運送体制管理簿を 作成しよう



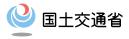
委託先への発注を 適正化しよう



運送利用管理規程を作成しよう/ 運送利用管理者を選任しよう

物効法改正の詳細と アイコンのダウンロードは こちら

https://www revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/





事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

- 令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正-

退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大(基本原則)

- 令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所 で作業を行う全ての作業者|に拡大されました。この改正により、以下の1、2の人(個人事業者、他社の 労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない)に対しても保護措置の実施が義務付けられます。
 - 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
 - 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等
- 対象となる条文は、次の4つの省令において、作業場所に起因する危険性への対処(退避、危険箇所への 立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止)を規定する条文(労働安全衛生法第20条、第21条、第 25条及び第25条の2根拠)です。
 - ・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け 労働安全衛生規則第151条の7第1項(改正)

車両系荷役運搬機械等(フォークリフト、貨物自動車等)を用いて作業を行う時は、運転中の車両系荷 役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、当該作業場所において 作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示するこ と(その他の方法※も含む。)が義務付けられました。ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運 搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け 労働安全衛生規則第151条の70第2項 (新設)

一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積 卸し作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その者に関係 労働者以外の労働者に立ち入らせない等の法定の事項を行わせな ければなりません。

今般、積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所にお いて、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を 見やすい箇所に表示すること(その<u>他の方法</u>※も含む。)が義務 付けられました。



はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第433条(改正)

はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩 壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作 業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見 やすい箇所に表示すること(その他の方法※も含む。)が義務付け られました。

※「その他の方法」:立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、 柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すれ ばよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨ではありません。



陸上貨物運送事業労働災害防止協会

各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数 に係る違反について強化されました!

今般、貨物自動車運送事業者がその事業を継続して遂行するために適切な計画として定めている事業計画に 反して事業を行っている場合、法令順守への意識が低く、悪質な法令違反が行われている可能性があることか ら、事業の改善を図るため、事業計画に従い業務を行うべきことを命令する発動基準が制定されました。

貨物自動車運送事業法第8条2項に基づく命令を発動する基準(施行日)令和7年5月1日

- 1. 巡回指導において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目が「否」であり、改善期限内に改善がなされていない場合。※ただし、事業計画変更認可申請に係る審査中は除く
- 2. 運輸支局による監査において、営業所に配置する種別ごとの車両が事業計画に反し最低保有車両数を満たさず「各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数」の項目に違反があると認められた場合
- 3. その他、各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数が事業計画における事業用自動車の種別ご との数を満たさなくなったと認められる場合











適正化実施機関における巡回指導

事業用自動車の種別及び数に「否」で、未改善の場合 ※事業計画変更認可申請に係る審査中のものは除く

運輸支局における監査

事業用自動車の種別及び数に 「違反」がある場合

通知

運輸支局等に呼び出し

事実確認及び事業計画に定めるところに従い事業を行うよう指導を行い、 3ヵ月以内に改善を求める



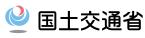
改善期限内までに改善がない場合

行政処分(初違反 10 日車、再違反 20 日車) を実施し、 再度、事業計画に従い業務を行うよう改善を求める



命令違反の場合

許可の取り消し処分





全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

貨物自動車運送事業者の皆さまへ

積込先、配送先で困りごとありませんか。

適正化事業調査員が情報を集めています。

情報収集内容困りごと教えて下さい!

恒常的に長い 荷待ち時間

過労運転を 招く恐れあり





契約にない 附帯業務

ドライバーの長時労働を 招く恐れあり

運賃・料金の

ドライバーの賃金引上げを 阻害する恐れあり





過積載になる くうな依頼

過積載運送を 招く恐れあり

異常気象時の

輸送安全確保義務 違反を招く恐れあり





無理な到え 時間の設定

最高速度違反を 招く恐れあり

いただいた情報は、国土交通省トラックGメンに伝え荷主・元請事業者に対し て、「働きかけ」、「要請」を行い、是正・指導を行います(裏面スキーム図)。

国土交通省でも情報収集を行っております。









